

別紙

許可地域等に係る用途 地域等の種別	住居地域 工業専用地域	近隣商業地域 その他	商業地域	準工業地域	工業地域	該当事項を○で囲む			
禁止地域等の種別	第 種禁止地域等			条例第4条第1項第 号					
指定道路等からの距離	高 速 道 路 等	(名称 中国自動車道、播但連絡道路) から				メートル			
	一 般 道 路	(名称 国道312号線、県道三木穴栗線) から				メートル			
	鉄 道 等	(名称 JR播但線) から				野立広告物等の場合 メートル			
	河 川 等	(名称 ) から				メートル			
	隣 接 広 告 物 等	(表示内容 全ての野立広告物等について) から				メートル			
第1種住居専用地域、 第2種住居専用地域又は 風致地区の境界線から の距離	100メートル以内		100メートル超			どちらかを○で囲んでください			
屋上を利用する広告物 等の高さの限度	建築物の高さ (A)					メートル			
	広告物等の高さの限度 (A× / )	屋上利用の場合				メートル			
	広告物等の高さ					メートル			
壁面を利用する広告物 等の利用割合の限度	壁面面積 (A)					平方メートル			
	表示面積の限度 (A×1 / )					平方メートル			
	広告物等の既表示面積	壁面利用の場合				平方メートル			
	今回表示面積					平方メートル			
広告物等の上端の地上 からの高さ	屋上利用、壁面利用、壁面突出、自己の敷地に建植えするもの、野立広告物、道標・案内図板等又は案内誘導広告物である場合					メートル			
広告物等の下端の道路 面からの高さ	屋上利用、壁面利用、壁面突出、自己の敷地に建植えするもの、野立広告物、道標・案内図板等又は案内誘導広告物である場合					メートル			
案内誘導のための広告 物等の誘導距離	施設等から	案内誘導広告物の場合			キロメートル				
交通信号機又は踏切か らの距離	交 通 信 号 機	(場所 ) から	メートル						
	踏 切	(場所 ) から	壁面突出、野立広告物、道標・案内図板等、案内誘導広告物、 電柱利用、街灯利用又は消火栓標識利用する場合 メートル						
色 彩	色 数	色							
	使用する地色の彩度のマンセル値	○							
	使用する文字、図柄等の彩度のマンセル値								
	彩度の高い色の色数					色			
	地色への彩度の高い色の使用割合					1/2超	1/2以下	無	
ネオンサイン等	ネオンサイン等の使用					有	無		
ネオンサイン等	ネオン管の露出しているネオンサインの使用	有	無						
	LEDサインの使用	有	無						
	光源の点滅・動き・輝度の変化	急速	急速でない	無					
自家用広告物等の表示 面積の合計等	広告物等の既表示面積 (A)					平方メートル			
	今回表示面積 (B)	禁止地域における自家用広告物				平方メートル			
	表示面積の合計 (A+B)	である場合				平方メートル			
	表示数量の合計					枚 (基、個)			

1 建築物における総表示面積の限度	建築物の壁面合計面積 (A)		平方メートル
	総表示面積の限度 (A × 1 / 2)		平方メートル
	広告物等の既表示面積		平方メートル
	今回表示面積		平方メートル
同一敷地内における自家用広告物等以外の広告物等の表示面積	<b>広告物等が住居地域等における貸看板である場合</b>		平方メートル
他法令による許可、届出等	不要	法令名	<b>事前に許可等が必要なもの</b> 年 月 日 第 号
	要	法令名	年 月 日 第 号
工事施工者	住所	電話 ( ) — 電子メール	
	氏名	<b>新規許可申請又は変更許可申請である場合</b> (屋外広告業登録番号 第 号)	
広告意匠設計者	住所	電話 ( ) — 電子メール	
	氏名	<b>新規許可申請又は変更許可申請である場合</b>	
工事期間	着手予定	許可の日から	日以内
	完了予定	着手の日から	日以内
前回許可	年 月 日 福 広 第 号	<b>許可期間の更新申請である場合</b>	
変更等の内容	<b>変更許可申請である場合</b>		

- 備考 1 所定の欄 (受けようとする許可等に必要なものに限る。) に記入の上、該当事項を○で囲んでください。
- 2 「壁面面積」及び「建築物の壁面合計面積」には、壁面のうち、地上から商業系地域にあつては52メートル、その他の地域にあつては47メートルまでの高さの部分の壁面面積を記入してください。
- 3 「使用する色の彩度のマンセル値」が不明のときは、色見本を添付してください。

※広告物等が簡易なもの(はり紙、はり札、アドバルーン、立看板、のぼり旗)の場合は、別紙の提出は不要です。

(許可地域等)

1. 許可地域

「許可地域」とは、第1種禁止地域、第2種禁止地域、第3種禁止地域、以外の町内全域です。

2. 特定区域

「特定区域」とは許可地域のうち県道三木穴栗線の路端から 100メートル以内の用途地域の区域、中国自動車道・播但連絡道路の路端から 200メートル超 1,000メートル以内の用途地域の区域及びJR播但線の路端から 100メートル以内の用途地域の区域をいいます。

(禁止地域等の種別)

1. 禁止地域

美観風致を維持することが特に必要な地域で、屋外広告物を掲出することは出来ません。ただし、禁止地域であっても掲出できる広告物もあります。(一適用除外広告物)  
又、禁止地域は地域的特性に応じ、第1種から第3種までの地域に区分されます。

(1) 第1種禁止地域 中国自動車道、播但連絡道路の区間から展望できる地域で路端から 1,000メートル以内の地域(路端から 200メートル超、1,000メートル以内の用途地域の区域を除く)
(2) 第2種禁止地域 第1種低層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域
(3) 第3種禁止地域 ① 県道三木穴栗線の区間から展望できる地域で路端から 100メートル以内の区域(路端から 100メートル以内の用途地域の区域を除く) ② 国道312号線の町道724号線との交点より北側で、その区間から展望できる地域で路端から 100メートル以内の区域 ③ JR播但線の路端から 100メートル以内の区域(路端から 100メートル以内の用途地域の区域を除く)

福崎町は町全域が許可地域もしくは禁止地域等で、適用除外以外の屋外広告物を掲出するのに許可が必要です。

(該当条例第○号)

- 1号—第1種低層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域
- 2号—景観形成地区・指定された風景形成地区
- 3号—指定された緑豊かな環境形成地域
- 4号—文化財保護法に指定された建造物の周囲50メートル以内の地域
- 5号—兵庫県文化財保護法に指定された建造物の周囲50メートル以内の地域
- 6号—保安林として指定された森林のある地域(森林法第25条)
- 7号—国立公園および国定公園の区域(自然公園法)
- 8号—自然公園の区域(兵庫県自然公園条例)
- 9号—原生自然環境保全地域及び自然環境保全地(自然環境保全法)
- 10号—兵庫県自然環境保全地域・環境緑地保全地域(環境の保全と創造に関する条例)
- 11号—保存樹林のある地域(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律)
- 12号—道路、鉄道、軌道及び索道の区間並びにこれらから展望できる地域で、知事が指定する区域(中国道・播但道・国道312号線・県道三木山崎線・JR播但線)
- 13号—都市公園の区域及びその他の公園で知事が指定する区域
- 14号—河川、池沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- 15号—港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- 16号—官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公衆便所等
- 17号—古墳及び墓地、火葬場及び葬儀場の敷地並びに社寺及び教会の境域
- 18号—その他

(屋上利用広告物等の高さの限度)

広告物等の高さの限度については、近隣商業地域の場合は  $A \times 2/3$ 、その他の地域の場合は  $1/2$  となります。

(壁面広告物等の利用割合の限度)

表示面積の限度については、近隣商業地域の場合は、 $A \times 1/4$ 、その他の地域の場合は  $1/5$  となります。

(色彩)

広告物の種類が、禁止地域における自家用広告物又は管理用広告物である場合及び野立広告物、道標・案内図板等、案内誘導広告物、電柱利用、街灯利用、バス停留所標識若しくは消火栓標識利用する場合には記載してください。

色数については、白色も1色と数えます。彩度の高い色とは、マンセル値が10以上の色のことです。

(ネオンサイン等)

広告物の種類が、禁止地域における自家用広告物又は管理用広告物である場合及び屋上利用(近隣商業地域を除く)、壁面突出、自己の敷地に建植えるもの(近隣商業地域を除く)、野立広告物、道標・案内図板等、案内誘導広告物若しくはアーチを利用するものである場合には記載してください。

光源の点滅、動き、輝度の変化については、ネオンサイン等の場合は画面の静止時間が数秒以上であるかどうか、サイン球の場合は電球1個につき1回あたりの点灯時間、消灯時間がそれぞれ1秒以上であるかどうかを基準にして判断してください。